

福島大学における育児・介護休業法に基づく情報公表

●男性労働者の育児休業等と育児目的休暇の取得割合

	R3	R4	R5	R6
取得率	100%	92%	120%	50%

【補足説明】

令和6年度の取得率低下の要因は、母数となる「配偶者が出産した男性労働者」が少ないことにあり、令和6年度以前の4年でみれば、ほとんどの対象者が育児休業、育児目的休暇のいずれか又はその両方を取得している。

※令和5年度の取得率120%について

令和4年度中に配偶者が出産したが、育児休業の開始日が令和5年度になった者がいたため。

●女性労働者の育児休業の取得割合

	R3	R4	R5	R6
取得率	100%	125%	75%	100%